

答申第 342 号

平成 20 年 3 月 24 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 19 年 6 月 25 日付けで諮問された各県立高校入学者学力検査の合格者
科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 390 号）について、次のとおり答
申します。

1 審査会の結論

平成 19 年度の入学者選抜学力検査における各県立高等学校全日課程の合格者の科目別平均点一覧に記載された各県立高等学校の科目別平均点を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会が、平成 19 年 4 月 23 日付けで、平成 19 年度の入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日課程の合格者の科目別平均点一覧（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書を公開することにより、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは存在しない。

イ 本件行政文書の公開は、県民の利益に沿ったものであり、本件処分は県民の知る権利を侵害している。

3 実施機関（教育局高校教育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 19 年度学力検査における各高校全日課程の合格者の科目別平均点一覧である。

(2) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号該当性について

ア 各高校では、特色ある学校づくりを進め、入学者選抜ではその特色を踏まえた独自の選考基準を設定して、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験等の様々な観点から評価し、選考できるよう取り組んでいる。こうした中、本件行政文書に記載された各高校の科目別平

均点（以下「本件非公開情報」という。）を公開することは、学力検査の結果だけがクローズアップされ、生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえるという本県の入試改革の推進に逆行し、また、各高校の特色づくりに支障を及ぼすこととなる。

イ その結果、本件非公開情報が公開された場合、公開された数値が拡大解釈され、各高校の特色を無視した不当なランク付けにつながり、学力検査の点数中心の受検競争を過熱させるおそれがある。また、各高校のランク付けにより、生徒の心情を傷つけ、当該生徒の勉学等への意欲を低下させるなど、学校活動にとってマイナス効果を生じさせるおそれもある。

ウ さらに、懸念される具体例として、特定の雑誌に、各高校が序列化され、出身校により不公平な就職の採用選考が行われているという内容の記事が掲載されたことがあり、生徒や保護者、学校関係者の間で大変な問題となったことがある。

エ したがって、本件非公開情報を公開することは、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を部会で調査審議することとし、神奈川県情報公開審査会審議要領（以下「要領」という。）第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その後、要領第6条第2項の規定に基づき、部会長から、本諮問案件を全体会で扱うよう申出があったため、全体会で調査審議を行うこととし、全体会においても実施機関の職員から口頭による説明を聴取し、さらに、部会で調査審議を行った。その結果を踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成19年度学力検査において全県共通問題を採用している各高校全日制課程の合格者の科目別平均点一覧である。

なお、平成 19 年度学力検査において、独自問題を採用した科目に関する平均点は、実施機関が、公開していることが認められる。

(3) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「適正」とは、公開のもたらす支障だけでなく、公開による利益も考慮して判断しようとする趣旨であり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、確実に予想されることが必要である。

エ 当審査会で本件行政文書を確認したところ、本件行政文書には全県共通問題により実施された学力検査における各高校の合格者の科目別平均点が記載されており、各高校の学力検査結果を比較することが容易であることが認められる。

オ そのため、本件非公開情報が受検生やその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報であり、さらに平成 17 年度から学区制が撤廃された中では、本件非公開情報が志望校を決める上でますます重要になってきていることは否定できない。

カ また、現行制度では、各高校において、特色ある学校づくりを進め、入学者選抜ではその特色を踏まえた選考基準を設定して、受検生の多様な能

力、適性、意欲、努力の成果、活動経験等の様々な観点から受検生を評価し、選考している。

このような現行制度による入学者選抜も平成 19 年度で 4 回目となり、受検生やその保護者の現行制度に対する理解も進んでいると考えられ、本件非公開情報を公開しても、受検生やその保護者が学力検査の結果を中心に選考を行っているといった誤解を招くおそれは少なくなってきたと考えられる。

キ しかし、実施機関が説明するように、本件非公開情報が公開されることによって、選考基準のうち、学力検査の結果のみがクローズアップされ、各高校の特色を無視した不当なランク付けが行われるおそれが解消できるほどには、県民の理解が進んできているとは考えられない。

ク また、各高校の入試平均得点等に係る情報が受験雑誌等に掲載されている事実は認められるものの、平成 19 年度学力検査の結果そのものである本件非公開情報が受験雑誌等に掲載されている事実は認められない。受験雑誌等の情報は、各出版元の企業が受検生等から独自に収集し、把握した非公式かつ不完全な情報であって、本件非公開情報とは情報の持つ意味が大きく異なると考えられる。

ケ したがって、そのような本件非公開情報を入学者選抜制度の実施者であり、教育行政に責任を有する実施機関自らが公開することにより、生徒やその保護者に与える影響は相当大きいと考えられる。特に、平均点の低い高校では生徒の心情を傷つけ、学習に対する意欲を低下させるなど、学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念される。その結果、実施機関が現在取り組んでいる、個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えられる。

コ 以上のことを総合的に検討すると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。

5 付言

今後、実施機関には、現在の入学者選抜制度のもとで受検生やその保護者が志望校を決定するに際して、十分な情報を得られるようにするなど、施策の拡充に努めることを期待する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 平成19年 6 月 25 日 | ○ 諮問 |
| 6 月 27 日 | ○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 7 月 25 日 | ○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 7 月 27 日 | ○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 9 月 11 日 (第67回部会) | ○ 審議 |
| 9 月 25 日 | ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 10月11日 (第68回部会) | ○ 審議 |
| 11月28日 (第69回部会) | ○ 審議 |
| 12月26日 (第204回全体会) | ○ 実施機関の職員から説明を聴取 ○ 審議 |
| 平成20年 1 月 22 日 (第205回全体会) | ○ 審議 |
| 2 月 5 日 (第72回部会) | ○ 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏名 | 現職 | 備考 |
|-------|-------------|-----------------|
| 金子 正史 | 同志社大学教授 | 会長職務代理者 |
| 沢藤 達夫 | 弁護士（横浜弁護士会） | |
| 鈴木 敏子 | 横浜国立大学教授 | 部会員 |
| 玉巻 弘光 | 東海大学教授 | 部会員 |
| 辻山 栄子 | 早稲田大学教授 | |
| 東 玲子 | 弁護士（横浜弁護士会） | 部会員 |
| 堀部 政男 | 一橋大学名誉教授 | 会長 (部会長を兼ねる) |

(平成 20 年 3 月 24 日現在) (五十音順)